

第8表 刑事事件等の種類別受理, 既済, 未済人員—地方裁判所

事 件	受 理			既 済	未 済
	総 数	旧 受	新 受		
総 数	298 345	22 791	275 554	273 913	24 432
訴 訟 事 件 総 数	96 826	21 260	75 566	74 112	22 714
通 常 第 一 審	96 823	21 260	75 563	74 111	22 712
再 審 <sup>1)</sup>	3	-	3	1	2
訴 訟 事 件 以 外 総 数	201 519	1 531	199 988	199 801	1 718
再 審 請 求 (通常第一審事件に対するもの)	333	141	192	a)1 181	152
起 訴 強 制	385	107	278	228	157
刑 事 補 償 請 求	70	18	52	56	14
訴 訟 費 用 執 行 免 除 申 立 て	2 583	151	2 432	c)1 545 2 440	143
費 用 補 償 請 求	63	24	39	b)50 50	13
刑 事 損 害 賠 償 命 令 事 件 <sup>2)</sup>	404	84	320	307	97
再 審 請 求 <sup>3)</sup> (刑事損害賠償命令事件に対するもの)	-	-	-	-	-
刑 事 雑 <sup>4)</sup>	195 144	701	194 443	194 285	859
そ の 他 の 事 件	2 537	305	2 232	2 254	283

- 1) 再審請求事件のうち、通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定が確定したものをいう。  
2) 「刑事損害賠償命令事件」の数値は件数である。  
3) 「再審請求(刑事損害賠償命令事件に対するもの)」の数値は件数である。  
4) 刑事雑事件に計上するものうち、刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するものについては、件数を計上した。  
a) 通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定のあった人員で、内数である。  
b) 及びc)は第2表脚注該当箇所参照

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

事 件	総 数	有 罪	執行猶予		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 に 関 連 す る 事 件 の 併 合	
			うち 執行 猶予	うち 保 護 観 察							
通常第一審	74 111	53 120	a)- 30 976		2 827	70	1	134	3	968	19 815
うち裁判員1)	…	1 171	197	88	8	1	…	…	2	…	
再 審	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	

a) 売春防止法第17条の規定による補導処分が付された人員で内数である。  
 1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。  
 注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言渡された人員は7,035人、追徴を言い渡された人員は445人である。

第10表 刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員—地方裁判所

訴訟事件のうち、表側掲記の事件を調査の対象とし、期間は当審受理の日からの審理期間である。

事 件	総 数	合 議		単 独	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を も 超 え る
		法 定	裁 定							
通常第一審	22 712	1 960	1 764	18 988	9 097	7 166	3 195	2 118	852	284
うち裁判員1)	1,363	…	…	…	137	278	393	347	167	41
再 審	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-

1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件（裁判員裁判の対象事件に併合した対象事件以外の事件を含む。）の未済人員である。